

⚠️ ご注意ください!

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された保険証は令和7年9月30日まで有効です

とっても
カンタン!

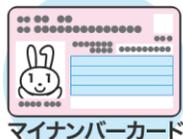
医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます!



マイナンバーカード

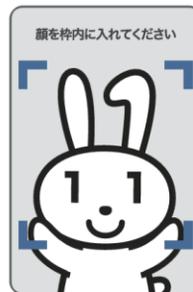


2 本人確認

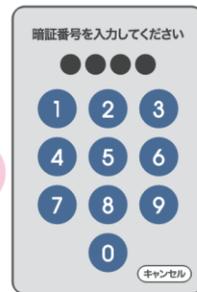
顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

暗証番号



or



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。



STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① 郵便による申請
- ② オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ③ 町中の証明写真機からの申請



STEP2.

**マイナンバーカードを
保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

現行の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年の12月1日時点で、お手元にある有効な保険証は、12月2日以降有効期限(令和7年9月30日)まで使用可能です。

※ 有効期限が令和7年9月30日以前に切れる場合は、その有効期限まで使用できます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合は、使えなくなります。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

令和6年12月2日に現行の保険証が廃止されます

12月2日に現行の保険証の新規・再発行を終了します

法令の改正により、医療機関や薬局などにかかる際は、保険証利用登録されたマイナンバーカード(※マイナ保険証)によるオンライン資格確認を原則とする仕組みに移行していくことが決まりました。これにより、**現行の保険証は令和6(2024)年12月2日に廃止され、保険証の新規発行・再発行ができなくなります。**

※マイナ保険証について

マイナンバーカードを保険証利用登録したものが、保険証として使用できます。

これをマイナ保険証といいます。保険証利用登録していないマイナンバーカードは、マイナ保険証として使用できません。マイナンバーカードの保険証利用方法については裏面のQRコードを読み取りご参照ください。

現行の保険証は12月2日以降も有効期限まで引き続き使えます

廃止の時点で発行済の保険証は、令和6年12月2日以降も保険証に記載されている有効期限まで使用できますが、令和6年12月2日以降に住所・氏名変更したときは、使用できません。各種申請後に下記①・②の状況を確認し、「資格情報通知書」または「資格確認書」を発行します。退職などで喪失するときは、申請時に返還する必要があります。

12月2日以降は「資格情報通知書」または「資格確認書」を発行します

令和6年12月2日以降は、各種申請により、必要に応じて「資格情報通知書」または「資格確認書」を発行します。

①マイナ保険証を持っている人

マイナ保険証を持っている人には、新たに加えたときや保険証を紛失したとき、住所・氏名が変更したときなどに、**A4サイズの「資格情報通知書」**を発行します。

カードサイズに切り取ることができます。

保険証が有効期限を迎える前の令和7年9月頃に、「資格情報通知書」を送付する予定です。

既に「資格情報通知書」を持っている人には送付しません。

②マイナ保険証を持っていない人

マイナ保険証を持っていない人(マイナンバーカードを取得していない人を含む)には、新たに加えたときや保険証を紛失したとき、住所・氏名が変更したときなどに、**現行の保険証と同じサイズの「資格確認書」**を発行します。

令和6(2024)年12月2日から令和7(2025)年9月30日までに発行される「資格確認書」の有効期限は、令和7年9月30日です。

ただし、その前に75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日が有効期限になります。

マイナ保険証を持っていない人には、保険証や資格確認書が有効期限を迎える前の令和7年9月頃に、新しい「資格確認書」を送付する予定です。

12月2日以降に医療機関等を受診する方法

マイナ保険証を持っている人

マイナ保険証を提示してください。

マイナ保険証を使えないときは、「資格情報通知書」または「マイナポータル[※]の資格情報の画面」をマイナンバーカードと一緒に提示してください。

「資格情報通知書」および「マイナポータル[※]の資格情報の画面」のみでは受診できません。

保険証も、有効期限を迎えるまで、これまでと同様に使えます。

マイナ保険証を持っていない人

保険証が有効期限を迎えるまでは、保険証を提示してください。

保険証を紛失した人や住所・氏名が変更した人、新規加入などで保険証を持っていない人は、新たに発行する「資格確認書」を提示してください。

「資格確認書」は、現行の保険証と同様に医療機関等で提示することにより受診できます。

《マイナ保険証をご利用ください》

マイナ保険証を使うと様々なメリットがあります。

この機会にマイナ保険証の利用登録、利用をぜひご検討ください。

マイナンバーカードの保険証
利用方法については右のQR
コードを読み取りご参照く
ださい。



(厚生労働省HP)

マイナ保険証が正しく利用登録されているか
確認したいときは、右のQRコードを読み取
り、最終頁「ご自身の情報が正しく紐づけら
れているか確認する方法」をご参照ください。



(厚生労働省HP)

● 資格情報通知書 (マイナ保険証を持っている人)

- 令和6年12月2日以降に加入する人へ発行
- 令和6年12月2日以降に住所・氏名変更や保険証を紛失した人へ発行
- A4用紙（カードサイズに切り取り可能）
- 資格情報通知書のみでは受診不可
- マイナ保険証を使えないときはマイナンバーカードと一緒に提示
- 有効期限なし（前期高齢者は有効期限あり）

● 資格確認書 (マイナ保険証を持っていない人)

- 令和6年12月2日以降に加入する人へ発行
- 令和6年12月2日以降に住所・氏名変更や保険証を紛失した人へ発行
- 現行の保険証と同じサイズのカード
- 有効期限あり